

第6章 計画の推進にむけて

1

協働による計画の推進

地域福祉の主役は地域で暮らす住民自身です。住み慣れた地域で、支え合い、助け合える地域社会を実現させていくためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、地域全体の協働が不可欠となります。

また、さまざまな福祉ニーズに対応していくためには、地域で活動する組織や団体、サービス提供事業者、ボランティアなどの持つ専門知識や経験がとても重要なものとなります。

「飯豊町地域福祉計画」と「飯豊町地域福祉活動計画」の推進にあたっては、地域福祉を担う主体それぞれが、自らの役割を果たしつつ、常に連携をとり、協働して計画を推進していくことが大切です。

(1) 住民の役割

住民一人ひとりが地域社会を構成する一員として地域に関心を持ち、生活課題の解決に向けて積極的にかかわることで得られる喜びが、自己実現であり至福達成につながります。

また、住民自らが福祉サービスの「受け手」でもあり、「担い手」でもあることを認識し、地域活動に取り組むことが地域福祉を進める原動力になるため、高齢であっても、障がいがあっても気兼ねなく地域の福祉活動などに積極的に参加するよう努めます。

(2) 地域福祉活動団体の役割

自治会等の住民自治組織やボランティア活動団体、民生委員児童委員、老人クラブなど、地域福祉活動団体は、地域の中にある生活課題を発見・共有するとともに、地域の中で解決できるものは、協力し合いながら取り組むことが大切です。

また、地域で活動するさまざまな組織や団体との連携を深めながら、イベント交流や集まりを作るなど、住民が「地域福祉」に関心を寄せてもらうための機会づくりや福祉活動への積極的な協力がのぞまれます。

(3) 福祉サービス提供事業者の役割

福祉サービス提供事業者は、サービスの質の確保、事業内容の情報公開や利用者の生活の質の向上に取り組むことが優先されるべき取り組みになります。

また、福祉施設などにおいては、住民が介護や福祉へ参加するための支援として、利用者とボランティアが交流できる場の提供及び福祉教育の現場として受け入れていくことが求められるだけでなく、地域福祉の交流拠点としても期待が持てます。

(4) 社会福祉協議会の役割

飯豊町社会福祉協議会は、従来の役割に加えて、介護サービス等の提供事業者となっていますが、地域福祉推進の中心的な存在として、住民と地域福祉活動団体、福祉サービス提供事業者、そして行政とのコーディネート役としての機能が強く求められます。

特に、「包括的な支援体制の構築」にむけて、協働の中核を担うものとして、社会福祉協議会に配置される地域福祉コーディネーターが本計画にも位置づけられており、第一層生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の事業を受託している機関として多機関協働を意識した働きが地域福祉のためには必要不可欠です。

また、組織基盤の強化を図るとともに、地域における多様な課題を把握し、その課題に対応した事業の展開や行政への意見具申などによって新たな施策への反映が期待されます。

(5) 社会福祉法人の役割

社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的な担い手であるだけでなく、営利企業など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人です。児童、高齢者、障がい者、生活困窮世帯等への様々な支援や将来的に支援を必要とする可能性がある人に対する予防的な支援など、「地域における公益的な取り組み」を通じて地域と連携することにより、地域社会に積極的に貢献していくことが期待されています。

また、町内社会福祉法人の新しい連携体によって、「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達」に関する項目の推進や専門的な知識技能を有する組織体として「生活支援体制整備事業」への協力などが考えられます。

(6) 行政の役割

町は、町民や地域活動団体などの自主的な活動を促し、地域コミュニティの醸成やボランティア活動支援などの総合的なコミュニティ施策の推進を図るとともに、地域福祉力の向上を目指し、福祉施策の総合的な推進の役割を担っています。

また、本計画のキーワードとなっている「地域共生社会の実現」に向け、現時点で次の項目に重点的に取り組みます。

【地域共生と地域創生】

少子高齢・人口減少社会の深刻化を見据え、「まち」の活性化と「しごと」と「ひと」の好循環により活力ある地域社会の維持をめざす地域創生の施策と「誰もが安心して暮らせる社会の実現」にむけた施策を連動させながら、「地域そのものを元気にしていく」取り組みを推進していきます。

福祉の領域だけでなく、商業、農業、工業、防犯、災害、環境、まちおこし、交通、観光を含め、人・分野・世代を超えて地域経済・社会全体の中で、「人」「モノ」「お金」そして「思い」を循環させていきながら、地域福祉の推進によって町民の生活の質が向上することで地域の活性化につなげていきます。

【新しい庁内体制のあり方検討】

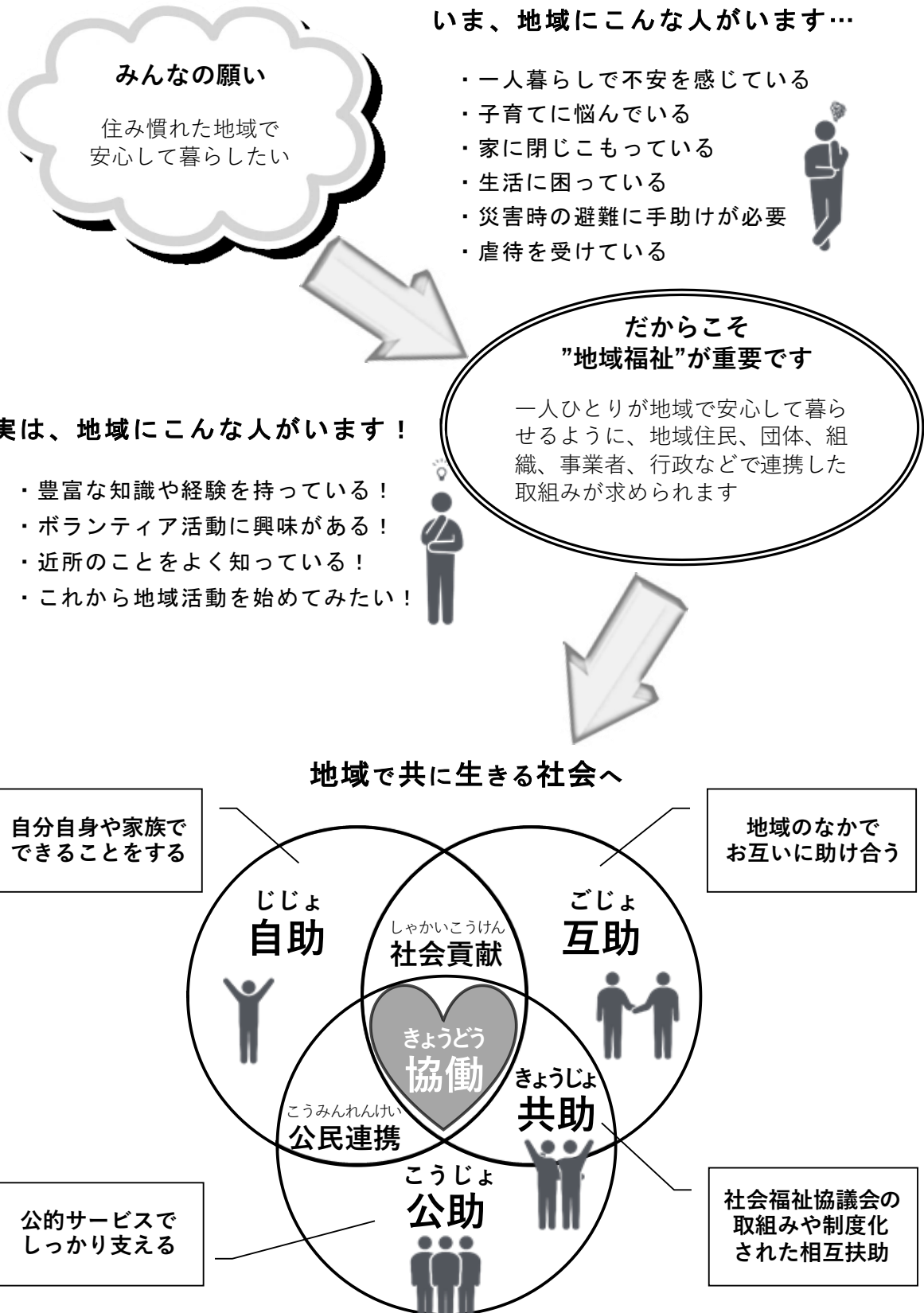
人口減少と高齢化により、「公共私」それぞれの暮らしを支える機能の低下が問題提起されている中で、新しい公共私相互の協力関係を構築する「プラットフォーム・ビルダー」への転換や「共・私」が人材・財源を確保できるように「公」による支援や環境整備の具体的な方法として、ソーシャルワーカーなど技能を習得したスタッフが随時対応する組織的な仲介機能の必要性を検討します。

※「プラットフォーム・ビルダー」とは

「プラットフォーム」は、ソフトウェアが動作するときの基盤（OS、環境、設定など）のことを指す。

ここでいうソフトウェアとは、『我が事・丸ごと』地域共生社会を目指す施策のことであり、自治体が、プラットフォーム（基盤）ビルダー（増進させる人・モノ）となる。

「みんなが地域づくりに関心をもって参加できる仕組み」の考え方



”お互いさま”のころをもつて助けあうことが大切です

2

計画の活かし方

(1) 計画の普及・広報

地域福祉は、地域住民をはじめ、地域の関係団体、NPO・ボランティア、行政、社協など、地域に関係する団体・個人が、相互に連携・協働していくことが重要です。

本計画の内容については、「飯豊町広報誌」「社協広報誌」やホームページへの掲載をはじめ、さまざまな福祉事業等を通じて、広く住民に周知していきます。

また、計画にもとづき行われる住民主体の地域活動や各種団体等による取り組みについても、あわせて紹介し、地域福祉に対する住民の関心や活動参加の促進を図ります。

地域住民への普及推進方法	「町広報誌」「社協広報誌」やホームページへの掲載、及び住民が集まる場を活用した説明、紹介を行い、新しい地域福祉の取り組みへの関心度を高めます。
関係機関・団体等への普及、推進方法	町議会議員、福祉関係団体の代表、民生委員児童委員等に対し計画書を配布し、ポイントとなる事項や関係が深い項目については、説明を加えながら積極的に協働を呼びかけます。

(2) 計画の進行管理

策定した計画に沿って、「何ができて、何ができていないか」を見極めるために、地域福祉計画推進委員会(仮称)を開催し、進捗状況の評価を行います。

また、令和4年度には中間評価として、関連計画との整合や社会情勢の変化、制度の動向を踏まえた見直しを必要に応じて行います。なお、地域福祉活動計画の進捗については、飯豊町社会福祉協議会の理事会等をもって地域福祉計画推進委員会の役割を果たしていきます。

評価の項目	①計画に基づく年度内の取り組み状況 ②取り組み内容の評価 ③計画を実施する上での課題等
事業計画・予算等への反映	計画推進委員会等による評価、意見は、次年度以降の事業計画、予算措置に反映させる。

(3) 計画の実効性を担保するための財源確保

公費財源の確保	<p>地域づくりに資する事業の一部を介護保険における地域支援事業の任意事業として実施することで財源の確保を検討する。</p> <p>また、国や山形県等のモデル事業(補助金)を積極的に受けることで地域福祉計画の推進に係る事業実施の財源に充てていきたい。</p>
民間財源や社会資源の活用・創出	<p>直接の資金として新たな民間財源の確保は困難であるが、企業・団体等の多様な主体との連携により、地域福祉の推進に資する活動に対し、人的協力や知識・資材の提供が考えられる。</p> <p>また、寄付文化の醸成について、第一次計画時より議論されているが、社会福祉協議会による共同募金を軸に理解づくりを進めます。</p>

